

建築士事務所登録申請等必要書類一覧（窓口・郵送受付用）

令和7年7月1日

新規登録/更新登録/変更届 提出時（正・副各1部合計2部提出）※○が提出書類

添付等書類名	新規登録		更新登録		変更届											
	法人	個人	法人	個人	事務所名称		所在地		開設者 （個人氏名）	開設者 （法人名称）	開設者 （法人代表者）	法人役員	管理建築士		所属建築士	
					法人	個人	法人	個人	個人	法人	法人	法人	法人	個人	法人	個人
事務所登録申請書	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
業務概要書	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
登録申請者の略歴書	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
管理建築士の略歴書	○※1	○※1	○※1	○※1	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－
誓約書	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－
管理建築士の専任に関する誓約書	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－
管理建築士講習の修了書の写し	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－
管理建築士の建築士免許証または 建築士免許証明書の写し	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－
所属建築士の建築士免許証または 建築士免許証明書の写し	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○※5	○※5
建築士事務所内外写真	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－
建築士事務所所在地の付近見取図	○	○	○	○	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－
商業登記事項証明※3	○	－	○	－	○	－	○	－	－	○	○	○	－	－	－	－
定款	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事務所平面図	○	○	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－
建築士事務所登録事項変更届	－	－	－	－	○	○	○	○	○※4	○	○	○	○	○	○	○

- ※1 登録申請者と同じ場合は登録申請者用を併用
- ※2 建築士定期講習の修了証は不要
- ※3 履歴事項全部証明書が必要、正本には3ヶ月以内発行の原本を添付
- ※4 個人の開設者の氏名変更の場合、戸籍抄本などが必要
- ※5 所属を外れる建築士の免許証等の添付は不要
- （注 意）
- ◎都市計画区域内での新規登録又は事務所所在地の変更に係る登録事項変更届を提出の際、都市計画法又は用途地域に適合していることに注意してください。
- 「市街化調整区域内の場合」、原則、適合を示す許可証の写し又は適合していることを示す書類を添付していただきます。
- また、県営住宅では事務所開設は認められていません。賃貸住宅や分譲マンションなどでは、家主や管理組合等の了解が必要です。
- ◎二級・木造建築士事務所の事務所名称には、「二級」・「木造」を必ず入れて下さい。
- ◎法人の場合の事務所名称には、「法人名」を必ず入れてください。
- ◎更新登録の場合、有効期間満了の30日前までに申請書を提出下さい。
- ◎登録手数料は24,000円となります。
- ◎変更届けの場合、届出人は変更後の開設者となります。
- 法人で、有限会社から株式会社への変更は「開設者（法人の名称）」に該当します。

廃業届提出時（「建築士事務所廃業届」と「事務所登録申請書（副本）」の添付が必要です。）

建築士事務所の廃止等の事項		届出人	提出書類
業務を廃止したとき		開設者	副本
開設者が死亡したとき		相続人	副本＋相続人を確認できる書類（戸籍謄本等）
破産したとき		破産管財人	副本＋破産管財人を確認できる書類
法人が合併により解散したとき		役員であった者	副本＋解散の事実を証する書類（閉鎖事項証明書等）
法人が上記以外の事由により解散したとき		清算人	副本＋解散の事実を証する書類（閉鎖事項証明書等）
登録区分の変更	個人⇄法人	開設者	副本
	1級⇄2級⇄木造		